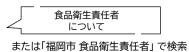
臨時営業許可申請の手続きについて

STEP **1**

事前相談

- 申請をされる前に、取扱食品・設備基準※についてご相談ください。 ※取扱食品・設備基準については、チラシ「博多区内のイベントに出店する方へ」をご覧ください。
- 施設を衛生的に管理運営するために、食品衛生責任者を設置し、 HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があります。







HACCPに沿った衛生管理 について または「福岡市 HACCP」で検索

■ 井戸水を使用する場合は、飲用に適する水であることを証明する 水質検査成績書を準備してください(検査日から1年以内のもの)。

STEP 2

申請・手数料納付

- イベント開始予定日の少なくとも1週間前までには申請してください。 申請方法:窓口
- 申請時に、確認検査日の日程調整を行います(後日調整でも構いません)。
- <申請に必要なもの>
 - ·臨時営業許可申請書
 - ・添付書類(調理工程、営業施設の図面が記載されたもの)
 - ・食品衛生責任者の資格を証するもの
 - ·衛生管理計画書
 - ・手数料(1品目につき3,000円)
 - ・水質検査成績書(井戸水を使用する場合)

STEP

3

施設の確認検査

- 確認検査には、営業者、食品衛生責任者等が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は許可できません。
- 臨時営業許可には、営業許可証の交付はありません。